

## Gard Alert

### 中国、排出規制の実施期限を変更（2017年9月21日更新）

こちらは、英文記事「[China changes its ECA timeline](#)」（2017年9月11日付）の和訳ですが同月21日に更新されました。

**2017年9月1日以降、長江デルタ ECA 内の浙江省並びに江蘇省内の全港で、寄港する船舶は接岸停泊時に硫黄分 0.50%以下の燃料油を使用しなければなりません。**

Gard のコレスポンデントである Huatai Insurance Agency & Consultant Service Ltd（華泰保険經紀有限公司）によると、中国当局は、船舶燃料油の硫黄分濃度の上限値を

0.50%とする規制について、指定された重要港以外の港での早期実施を発表しました。2017年9月1日以降、排出規制海域（ECA）となっている長江デルタ水域内の浙江省並びに江蘇省の全港で、船舶の接岸停泊時に硫黄分 0.50%以下の燃料油を使用することが求められます。嘉興港、寧波-舟山港、台州港は全て浙江省内に位置しています。

詳しくは、上記コレスポンデントの 2017年9月1日付サーキュラー [PNI 1710](#) 並びに 9月21日付サーキュラー [PNI 1711](#) をご覧ください。

#### 背景

中国は 2015 年に、国内の排出規制海域（ECA）として珠江デルタ、長江デルタ、環渤海を指定し、船舶からの大気汚染物質の放出規制を段階的に実施することを発表しました。2017年1月1日より ECA 内の 11 か所の重要港で、船舶の接岸停泊時に硫黄分 0.50%以下の燃料油を使用することが義務付けられています。当初の ECA のタイムラインでは、2018年1月1日より 3 か所の ECA 内の他の港でも 0.50%の硫黄分濃度規制を適用し、2019年1月1日からは、ECA 内を運航する船舶において常時、硫黄分 0.50%以下の燃料油の使用を義務付ける予定となっています。規制及び施行に関する指針については、Gard Alert 「[中国の排出規制海域 - 船用燃料油の硫黄分要件の強化について](#)（Chinese ECAs - sulphur requirements for marine fuels）」をご確認ください。

#### 推奨事項

上記内容を踏まえて、中国に寄港予定のある船舶には適切な指示を与えるようにしてください。また、船舶に遅延が生じたり罰則が科されたりすることがないように、船主及び運航者においては以下を実施するようにしてください。

- 中国の該当規制を確実に遵守できるように、燃料補油計画と燃料油切替え手順の点検・見直しを行うこと。
- 中国の港への入出港の日時、燃料油切替え作業の開始・終了時刻をその都度なるべく早く記録した上で、検査時にすぐに提出できるよう、記録を船上に備え置くこと。
- 補油された低硫黄燃料油のバンカー・デリバリー・ノート（BDN）と代表サンプルを取得・保管するなどして、購入した燃料油の品質を書面で証明できるようにしておくこと。



- 現地各都市と関連当局では、規則の実施状況や講じるべき規制措置を継続的に評価しているため、入港前に十分余裕をもって、その時々適用される港湾要件を現地の代理店や港湾当局に確認すること。

本記事は、Gard のコレスポンデントである *Huatai Insurance Agency & Consultant Service Ltd.* からの情報に基づいて作成したものです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。